

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年3月22日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知」という。基準改定、冬季加算削除及びその他非稼働収入の変更を処分理由とするもの。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、生活扶助費の額（37,270円）が低すぎ、収入認定を障害年金相当額の64,941円として同額を生活扶助費の全額に充当しているのは、事実上の生活扶助の廃止であることを理由として、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解せられる。また、本件処分の保護変更年月日（平成30年4月1日）の違法及び本件処分の施行年月日が古すぎるとも主張する。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月 2日	諮問
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護基準による入院患者日用品費等についての定め

保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依るべき基準を設定している。

このうち、生活扶助の項目に係る支給額の算定方法等については、保護基準別表第1「生活扶助基準」において定められている。

ここでは、「基準生活費」について、入院患者日用品費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによるとされており（別表第1・第1章・1・(2)・ウ）、また、「入院患者日用品費」については、病院又は診療所に1箇月以上入院する者を対象に算定すること、基準額は22,680円、地区別冬季加算額（11月から3月まで）は980円（VI区の場合）であること（いずれも月額）が定められている（同第3章・1・(1)及び(2)・ア、なお、東京都及び神奈川県は、同(3)及び第1章・1・(2)・イの表により、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「VI区」の区分とされる。）。

また、保護基準別表第1の第2章には、生活扶助において加算すべき各加算項目が示されているが、その1つとして、「障害者加算」があり、入院患者で国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者に支給すべき月額は14,590円とされている（第2章・2・(1)及び(2)・イ）。

なお、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）の第7・2・(3)・アによれば、入院患者の基準生活費については、「病院又は診療所・・・において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月おける期末一時扶助費は算定するものとする。」とされている。

### (3) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速

やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 以上を前提に、本件について検討する。

- (1) 処分庁は、従前より、請求人に対する保護を実施していたところ、冬季加算額は11月から3月までとされていること（保護基準別表第1・第3章1・(1)）及び障害基礎年金（2級）については、日本年金機構より、各支払月の支払額の端数処理については切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支給するとされており、同年4月については、端数を加算しない129,883円が支給されており、これを分割して64,941円を収入認定した上で、平成30年4月分の請求人に係る保護について、生活扶助の額を37,270円（基準額22,680円及び障害者加算額14,590円の合計額）、収入充当額を生活扶助の額と同額の37,270円とし、その余については医療費に係る本人負担額を27,671円とする決定を行い（本件処分）、「保護変更の理由」として、「基準改定、冬季加算削除、その他非稼働収入の変更」と記載した本件処分通知を、請求人の入院先宛て送付したものである。

そうすると、本件処分は、上記1・(1)の法8条及び同(2)の保護基準並びに同(3)の法25条2項に則ってなされたものと認められる。

ところで、本件処分通知の「保護変更の理由」欄には、「冬季加算削除」及び「その他非稼働収入の変更」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシステムの処理上、生活保護費に変更がない世帯にも、平成30年4月1日付けで保護基準の一部が改定されていることを周知するために記載されていることが認められる。これはいわゆる余事記載であり、本件処分の保護変更理由としては適切なものとは認められないが、これを瑕疵であるとしても、その程度は軽微であり、そのことをもっ

て本件処分が違法又は不当となるとまでは認められない。

以上のとおりであるから、本件処分には、取消理由となるべき違法・不当な点は見られない。

なお、基準改定が理由でない場合にまで処分通知に「基準改定」との記載がなされることは、理由附記の運用として不適當であるため、システム改修の際には併せてこの点について仕様変更を行うことが望まれる。

- (2) 請求人は、本件処分による生活扶助費は低すぎ、障害年金相当額の64,941円を生活扶助費の全額に充当するのは、生活扶助の廃止に等しいとして不服を述べているものと思われるが、処分庁による生活扶助の額の算定に誤りはないと認められることは、上記(1)に述べたところから明らかである。

また、請求人は、本件処分通知における保護変更年月日（平成30年4月1日）の違法及び施行年月日（平成30年3月22日）が古すぎるとも主張するが、本件処分は平成30年4月1日付けでの保護変更処分であるから、本件処分通知において、保護変更年月日を同日とすること及び施行年月日を同日以前とすることは、適切な時期になされたものであるといえ、何ら違法・不当なものではない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹